

の行政庁への提出) の規定が平成21年4月1日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用されることに伴い、法第92条の2第2項において省令に委任されている事項を規定する。

II 特定共済契約関係

【1】改正の趣旨

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年法律第58号。以下「改正法」という。)により、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)における金融商品取引契約に係る特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続について、
 - ① プロからアマへの移行の効果(改正前は1年)を、利用者の申出があるまで有効にする
 - ② アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに復帰することを可能とする等の見直しが行われた。
- 法第12条の3第2項においては、共済事業を行う組合の特定共済契約について金商法の規定を準用しており、規則は法の委任を受けてその詳細を規定していることから、以下の内容について改正を行う。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令、農業協同組合法施行規則、中小企業等協同組合法施行規則においても同様の改正を行っている。

【2】改正の概要

(1) プロからアマへの移行手続関係

- ① プロからアマへの移行の効果の期限日に関する規定の削除(第27条、第28条)
改正法では、プロからアマへの移行の効果について、改正前の規定では期限日まで有効(現行は1年間)とされているところ、改正後の規定では利用者の申出があるまで有効にすることとされ(法第12条の3において準用する金商法(以下「準用金商法」という。)第34条の2)、これに伴い、金商法の規定から期限日に係るものが削除された。

これを受け、規則においても、期限日に係る規定を削除する。

- ② プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項(第30条の2)
準用金商法第34条の2第11項の委任を受けて、プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項について規定する。
- ③ 情報通信の技術を利用した同意の取得(第30条の3)

改正法では、プロへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の2第10項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面により、その申出をした利用者の同意を得なければならぬこととされた（同法第34条の2第11項）。

また、書面による同意の取得に代えて、情報通信の技術であつて厚生労働省令で定めるものを利用して同意を取得することができるとされたことから（同法第34条の2第12項）、この場合における情報通信の技術を利用して同意を取得する方法を規定する。

（2）アマからプロへの移行手続関係

- ① アマからプロへの移行申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項（第32条、第37条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設された（準用金商法第34条の3第10項、第34条の4第6項）。

これに伴い、アマからプロへの移行申出を承諾する場合において、申出をした利用者の同意を得るための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）として、アマからプロに移行した後にいつでもアマに復帰できる旨の記載事項を追加する。

- ② アマからプロになった利用者が更新申出するために必要な期間（第33条、第37条の2）

アマからプロに移行した利用者が、引き続きプロとして取り扱う旨の更新申出をする場合には、承諾日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過する日以後にしなければならないとされたところ（準用金商法第34条の3第7項、第34条の4第6項）、承諾日から起算した期間を規定する。

- ③ アマへの復帰申出をした利用者に交付する書面の記載事項（第33条の2、第37条の3）
アマへの復帰申出をした利用者から同意を取得するための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）について規定する。

- ④ 情報通信の技術を利用した提供（第29条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の3第9項、第34条の4第6項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないこととされた（同法第34条の3第11項、第34条の4第6項）。

また、書面の交付に代えて、情報通信の技術であつて厚生労働省令で定めるものを利用して利用者に提供できることとされたことから（同法第34条の3第12項、第34条の4第6項）、この場合における情報通信の技術を利用して提供する方法を規定する。

（3）その他項が移動したこと等に対応するため所要の改正を行う。

III 施行日等

(施行日)

この省令は、平成22年4月1日から施行する。

(決算関係書類及び連結決算関係書類に関する経過措置)

- 資産除去債務、たな卸資産及び工事損失引当金の表示、連結損益計算書の「少数株主損益調整前当期剰余金」の表示及び金融商品に関する注記

施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

- 持分法損益等に関する注記、開示対象特別目的会社の概要等の注記及び継続組合の前提に関する注記

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。

- 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

平成23年4月1日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類のうち、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする。

(事業報告書等に関する経過措置)

- 役員の兼職状況等の開示並びに役員、会計監査人の解任及び辞任に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書については、適用しない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

- 継続組合の前提に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る業務及び財産の状況に関する説明書類については、適用しない。